

第7次豊川市総合計画策定方針

資料5

1 計画策定の必要性

本市は、昭和47年以来、まちづくりの長期指針として総合計画を策定してきましたが、現行の第6次豊川市総合計画の計画期間が令和7（2025）年度をもって終了することから、令和8（2026）年度を始期とする第7次豊川市総合計画を策定するものです。

2 構成及び計画期間

第7次豊川市総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画により構成します。

(1) 基本構想

まちづくりにおいてめざすまちの未来像と、その実現に向けた基本目標を示します。

計画期間は、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間とします。

【参考：これまでの将来像・未来像】

総合計画	計画期間	将来像・未来像
当初	昭和47年～昭和55年	光と緑に映える豊かなまち
第2次	昭和51年度～昭和60年度	光と緑に映える豊かなまち
第3次	昭和61年度～昭和70年度 (平成7年度)	光と緑に映える豊かなまち
第4次	平成8年度～平成17年度	光と緑に映える豊かなまち
第5次	平成18年度～平成27年度	光と緑に映え、ゆたかで、住みよい、夢のあるまち
第6次	平成28年度～平成37年度 (令和7年度)	光・緑・人 輝くとよかわ

(2) 基本計画

基本構想に示す基本目標を具現化するために必要な施策を、体系的に定めます。

基本計画では、成果を数値で表す指標を設定するとともに目標値を定め、その目標値を達成するために必要な施策を明らかにします。

計画期間は、基本構想と同じ10年間とし、必要に応じて期間中に内容の見直しを行います。

(3) 実施計画

基本計画で定められた施策に基づき、実施する事務事業を単年度ごとに定めま
す。

計画期間は3か年とし、毎年度見直しを行うローリング方式により策定します。

令和8年度からの実施計画は、基本構想及び基本計画策定後、直ちに定めるも
のとなります。

年度	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
基本構想	[Blue arrow spanning from year 8 to 17]									
基本計画	[Blue arrow spanning from year 8 to 17]									
	(必要に応じて期間中に内容の見直しを行う。)									
実施計画	[Blue arrow spanning years 8-10]									
		[Blue arrow spanning years 9-11]								
			[Blue arrow spanning years 10-12]							
			(計画期間は3か年とし、毎年度見直しを行う。)							

3 計画策定の基本的考え方

第7次豊川市総合計画は、次の考え方に基づき策定します。

- ① 第6次豊川市総合計画の施策の評価を踏まえた計画とします。
- ② 本市のまちづくりにおいてめざすまちの未来像を市民と行政が共有できるよう、市民参画の体制により策定する分かりやすい計画とします。
- ③ これまで別の計画であった、まち・ひと・しごと創生総合戦略を統合し、一体化した計画とします。
- ④ これまでのまちづくりの成果を引き継ぐとともに、まち・ひと・しごと創生総合戦略を統合することから、しごとづくり、ひとの流れづくり、結婚・出産・子育ての希望の実現及び魅力的な地域づくりを一層意識して施策を展開する計画とします。
- ⑤ 少子高齢化の進行や人口減少による社会構造の変化等は、財政運営に大きな影響を及ぼすものであり、今後も厳しい財政状況が想定されることから、的確な財

政見通しと経営的な視点に立つ選択と集中により、有効性と効率性に留意した計画とします。

- ⑥ 政策や施策相互の関連づけにより総合的な効果を高めることを目指すとともに、目標と実現手段の明確化により施策の成果を確認できる計画とします。
- ⑦ 国、県等の計画及び広域的な諸計画との整合を図った計画とします。

4 策定体制

※【第7次豊川市総合計画策定体制図】（P5）参照

（1）市民参画

市民の意見等を踏まえた計画を策定します。

① 団体等アンケート

市内の公共的団体、市民活動団体、企業等に、豊川市の将来像やその実現に必要な施策の方向性等について意見をいただくアンケートを実施します。

また、市内に住所を有する小中学生に、豊川市の将来像や、住み続けたい、訪れたいまちについて意見をいただくアンケートを実施します。

② 市民ヒアリング

第6次豊川市総合計画及び第2期豊川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の施策に係る自己評価の内容を、各種団体の推薦や市民公募による委員に説明して、今後の方向性について意見を伺うヒアリングを開催します。

③ 若者ワークショップ

人口減少を克服し持続可能なまちづくりを実現するため、高校生世代及び大学生世代を対象として、定住促進に必要な施策等に関する意見を伺うワークショップを開催します。

④ パブリックコメント

基本構想案及び基本計画案について、市民、市内在勤・在学者等に意見をいただくパブリックコメントを実施します。

（2）審議機関

豊川市総合計画審議会条例に基づき豊川市総合計画審議会を設置し、市の総合計画に関し必要な調査及び審議を行います。また、より広く市民に意見をいただくため、市民公募による委員（若干名）を選任予定です。

（3）市議会への報告・提案

総合計画審議会に提出する資料と議事内容を市議会に報告し、議員からの意見は、審議会の議論に反映します。

基本構想案は、「豊川市議会の議決すべき事件を定める条例」に基づき、令和

7年中に市議会へ提案します。基本計画案についても、あわせて報告します。

(4) 庁内策定体制

計画案の作成は、策定会議及び専門部会を設置して行います。

① 策定会議

副市長、教育長、病院事業管理者、部長級職員で構成し、基本構想及び基本計画の素案を審議して計画原案を作成します。

② 専門部会

策定会議の下部組織として、基本構想及び基本計画の素案を作成する専門部会を設置します。

ア) 基本構想部会

次長級職員で構成し、基本構想の素案を作成します。

イ) 基本計画部会

課長級職員と課長補佐級又は係長級職員で構成し、基本計画の素案を作成します。

基本計画部会には、第7次豊川市総合計画における各種施策について検討する「政策部会」と、基本指標と都市構造について検討する「基本指標・都市構造部会」を設置し、各所管課等の連携により素案の作成を行います。

③ 職員意見募集

基本構想素案及び基本計画素案について、職員を対象とする意見募集（庁内パブリックコメント等）を行い、各専門部会の議論に反映します。

④ 事務局

計画策定に係る全般調整等の事務は、企画部企画政策課が担当します。

5 策定スケジュール

※【第7次豊川市総合計画策定スケジュール】（P6）参照

令和6年度及び7年度の2か年で計画を策定します。

令和6年度

団体等アンケート、市民ヒアリング、若者ワークショップ等で市民の意見を伺いながら、基本構想案及び基本計画案をまとめます。

基本構想案については、先行して総合計画審議会へ諮問します。

令和7年度

基本計画案を総合計画審議会へ諮問し、基本構想と合わせて答申を受けた後、市議会における基本構想の議決を経て、総合計画（基本構想、基本計画）を策定します。

【第7次豊川市総合計画策定体制図（案）】



